



- (1) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学校若しくは中学校の児童又は生徒が教育過程の一環として教職員に引率されて団体観覧する場合 免除する。
- (2) 市若しくは市が運営に参画する団体が文化又は観光の振興を目的として実施するキャンペーン又はこれら以外のもの（第3項において「第三者」という。）が実施するキャンペーンで市長が本市の文化又は観光の振興上有益であると認めたものに係る優待券等を使用して観覧する場合 条例別表第1個人の欄に規定する額と同表団体の欄の規定の額との差額を減額する。
- (3) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める。

（使用料の減免）

第15条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 本市又は本市の執行機関の共催に係る行為をする場合 免除する。
- (2) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、所定の使用料減免申請書により、あらかじめ館長に申請しなければならない。